

国際化対応

【卓越した優れた取組】

- 東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の育成
 - ・海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓
 - ・英語での授業の充実による国際的な法律家の育成【東京大学】

【特に優れた取組】

- 法曹のグローバルプレイヤー化を促進する取組【慶應義塾大学】
- 重層的な国際化対応プログラム【早稲田大学】
- 国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムの開発
 - ・国際的法曹育成のためのリカレント教育（継続教育）プログラムの開発・実施【同志社大学】
- 外国法務演習（ワシントンセミナー）：LLM取得促進等のためのプログラム
 - ・京都セミナー：アジア太平洋地域LLM取得促進のためのプログラム【立命館大学】

【優れた取組】

- アジア法に通じ、法整備・法協力を携わる法曹人材育成プログラム【名古屋大学】
- 国際化対応に向けた取組【京都大学】
- 法曹の職域拡大に向けた「次世代型グローバル・ビジネスロー教育プログラム」【神戸大学】
- 「東アジアで活躍できる専門法曹」の養成【広島大学】
- 上智大学のアジアネットワークを生かしたオン・デマンド型法実務研修プログラム【上智大学】



◇プログラム名

- ・ 東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の育成
- ・ 海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓
- ・ 英語での授業の充実による国際的な法律家の育成

趣旨・ねらい

東京大学法科大学院は、社会経済のグローバル化・情報化によって急速に発展している先端的・国際的法分野の未来を担うことのできる人材を育成することを基本理念の1つとしている。

取組のポイント

① 東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の育成

- ・ 東アジアビジネス法の専任教員による、中国を中心としたビジネスと企業法務に関わる授業を開講しているほか、夏季集中の「東アジア法比較」プログラムにおいて、東アジア諸国から教員を招聘して授業を行っている。

(主な実績・成果)

- ・ H29年度開講の「台湾法演習」は、32名の学生が履修した。

② 海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓

- ・ 毎年、修了者のうち10名前後に対し、1か月前後、国際機関や国外の法律事務所等において研修する機会を提供している。

(主な実績・成果)

- ・ H29年度は、9名の者が、ハーグ国際私法会議、国連自由権規約委員会、UNCITRALアジア太平洋地域センター、米国及び欧州の著名な法律事務所において、1ヶ月前後の研修を行った。

③ 英語での授業の充実による国際的な法律家の育成

- ・ コロンビア大学・ミシガン大学の教授による授業、「英語で学ぶ法と実務1・2」などのほか、毎年8月に、6日間程度の合宿形式で、5名前後の外国人教授が集中的に授業を行うサマースクールを開催している。

(主な実績・成果)

- ・ H29年度の「サマースクール」は、法科大学院学生の履修者数33名に加え、中国・韓国・シンガポールからの参加者8名、専門職業人83名等が参加した。

↓サマースクール参加者



↑サマースクールの様子

(②の取組における実績の内訳)

- ・ ハーグ国際私法会議 1名
- ・ ハーグ国際私法会議アジア太平洋オフィス 1名
- ・ 国連自由権規約委員会 2名
- ・ UNCITRALアジア太平洋地域センター 1名
- ・ 弁護士事務所（ニューヨーク） 1名
- ・ 弁護士事務所（パリ） 1名
- ・ 弁護士事務所（アムステルダム） 1名
- ・ 弁護士事務所（ブリュッセル） 1名



◇プログラム名

法曹のグローバルプレイヤー化を促進する取組

趣旨・ねらい

将来グローバル社会に対応することができる人材の裾野を広げることを目的としている。アジア・環太平洋諸国との学生交流・コンソーシアム形成を促進するための取組を行っている。

取組のポイント

①グローバル法務・プログラム修了認証の付与

・在 student 及び法曹リカレント教育参加者を対象とし、グローバル系科目（英語で実施）の中から、指定された科目を一定単位修得した者に「グローバル法務・プログラム修了認証」を付与する（H29年4月にLL.M.コースを開設した）。

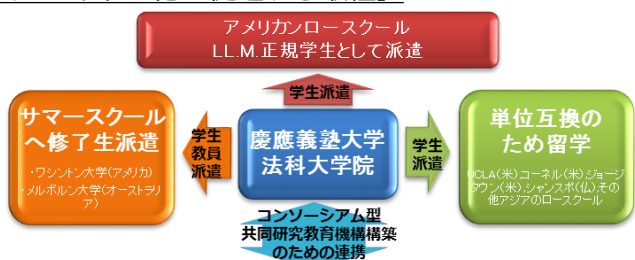
②ギャップターム留学制度・海外LL.M.コース派遣

・海外パートナー校のサマーセミナー等への参加をより充実させ、大学のコミットメントを深めた運営体制を実現する。さらに、優秀な学生に、法科大学院在学中に1年間の留学（パートナー校のLL.M.コース）の機会を与える。

③世界各地から海外留学生の積極的な受入れ

・留学生にとってより魅力のある教育プログラムを整備し、英文パンフレット・ホームページの充実、元留学生のホームカミングデイへの招待、交流実績の少ない地域への教員派遣などを行う。

【法曹のグローバルプレイヤー化を促進する取組】



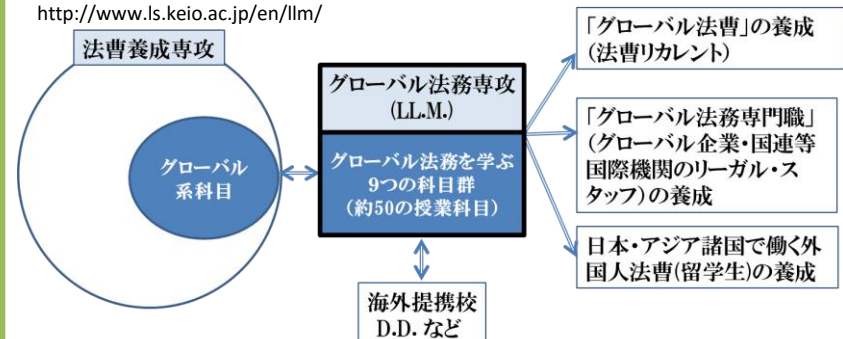
(主な実績・成果)

- ②ギャップターム留学制度実績（H25～H29年度）18名 派遣
- ③留学生受入実績（H18～H29年度）約111名 受入
(Cornell Law School, The University of British Columbia 等)

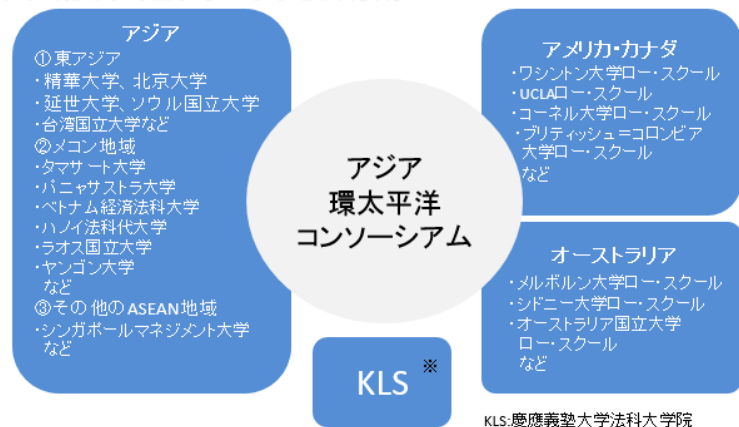
①日本版LL.M.(グローバル法務専攻)の併設による本格的なグローバル法曹養成へのチャレンジ

※本務研究科では、法曹養成専攻(法科大学院)に併設して、2017年4月に、使用言語を英語とし、標準修業年限1年で学位取得が可能となる「グローバル法務専攻」を新たな専門職大学院(法学関係)として開設した。

<http://www.ls.keio.ac.jp/en/llm/>



②アジア環太平洋コンソーシアムの形成



ヨーロッパ、国連等国际機関



◇プログラム名

重層的な国際化対応プログラム

趣旨・ねらい

(1)交換協定に基づく留学、(2)海外エクスターンシップへの派遣、(3)コンソーシアムを組む海外ロースクールにおけるGlobal Forumへの派遣、(4)本研究科で実施されるTransnational Programへの参加、(5)英語で実施される授業の受講、(6)外国学生との授業内外における交流プログラムなどを重層的に提供する。

取組のポイント

(1) 交換協定に基づく留学とその準備プログラムの実施

(主な実績・成果)

・延べ12名を米国大学へ派遣(H30年度は2名を予定)。国際渉外法律事務所弁護士による講演会を実施。

(2) 海外エクスターンシップへの派遣

(主な実績・成果)

・海外法律事務所に延べ11名派遣。
(韓国、シンガポール、中国、カンボジア)

(3) 海外ロースクールにおけるGlobal Forumへの派遣

(主な実績・成果)

・毎年コンソーシアムを組む海外の大学とのGlobal Forumに学生・教員を派遣。(H27年度 米国、H28年度 ドイツ、H29年度 中国)

(4) 本研究科で実施されるTransnational Programへの参加

(主な実績・成果)

・各国の裁判外紛争処理(ADR)をめぐる現状と課題を検討するプログラムを実施。(H29年3月、5日間実施)

(5) 英語で実施される授業の受講

(主な実績・成果)

・留学生と共に履修する英語開講科目を設置。(H29年度:英語開講科目14科目、うち6科目共同履修可)
※本研究科の修了生(派遣留学経験)による英語授業担当あり。

(6) 外国学生との授業内外における交流

(主な実績・成果)

・海外協定校から延べ54名の留学生を受け入れ。(H29年度:18名) スイス・サンガレン大学ビジネスロー法学修士プログラムのH29年度 東京修習を4人の学生が聴講。

※本プログラム採択後、アジアの研究機関を中心に学術交流先の新規開拓、既存の交流先とのさらなる交流の展開に努めている。

重層的な国際化対応プログラム

交換協定による留学

米国LL.M.コースを修了後、同国の州における法曹資格を取得(実績20名以上)

留学準備講座や留学を経験したAA(アカデミック・アドバイザー)による留学前後の学修サポート

海外法律事務所等での実務経験

海外エクスターンシップへの派遣

Global Forumへの参加

Transnational Programへの参加

各国及び日本の法制度理解の深化や将来、実務で活かせる英語能力の養成

英語で行われる授業の履修

外国人学生との授業内外における交流

国際化対応プログラムの更なる充実

アジア諸国の法曹育成支援

新たな海外学術交流先の開拓





◇プログラム名

- ・ 国際性豊かな法曹の育成に向けた先導的な教育プログラムの開発
- ・ 国際的法曹育成のためのリカレント教育（継続教育）プログラムの開発・実施

趣旨・ねらい

同志社大学法科大学院が開設以来取り組んできた「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」を目指した教育により蓄積されたノウハウや実績を土台とした豊富なプログラムを通して、国際性豊かな法曹の養成を目指す。

取組のポイント

①留学プログラム・正課科目の拡充

- ・ 海外ロースクールとの単位互換プログラムやダブルディグリープログラムを実施しているほか、米国留学に必須となる基幹科目について英語を母国語としない学生を対象としたブリッジプログラムをミシガン州立大学より新たに提供を受け実施する。また、海外で実地研修を実施する科目をはじめ外国法関連科目を豊富に開設し、一部は京都大学法科大学院にも提供する。

(主な実績・成果)

- ・ ウィスコンシン大学LL.M.コース単位互換プログラム、ミシガン州立大学J.D.コースダブルディグリープログラムの実施。

②海外ロースクールへの留学促進

- ・ 海外ロースクールの学費が半額となる奨学生推薦制度により経済的負担の軽減を図るほか、上記のブリッジプログラムを新たに実施する。また、米国ロースクール適性試験を本学キャンパスで実施する。

(主な実績・成果)

- ・ 奨学生推薦制度による修了生の海外ロースクールへの留学。
- ・ 米国ロースクール適性試験（LSAT）の実施。

③法曹実務家向けリカレント教育プログラムの開発・実施

- ・ 京都国際調停センターの設立を通して新たに国際調停に関する教育プログラムを実施するほか、ミシガン州立大学のブリッジプログラムを法曹実務家にも提供する。また、国際法務を中心としたセミナー等の実施や、聴講生制度による法曹実務家の受け入れを推進する。

(主な実績・成果)

- ・ 公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）との京都国際調停センター運営等の協力に関する協定の締結、国際セミナーの開催。
- ・ 公益社団法人会社役員育成機構との共同セミナー、継続的法曹養成講演会の開催。

留学プログラム・正課科目



- ・ ウィスコンシン大学LL.M.コース単位互換プログラム
- ・ ミシガン州立大学J.D.コースダブルディグリープログラム
- ・ ミシガン州立大学とのブリッジプログラム（新設）
- ・ 海外メディアエーションを中心としたインターンシッププログラム
- ・ 豊富な外国法関連科目（一部を京都大学法科大学院へ提供）



国際性豊かな法曹の育成

- ・ ミシガン州立大学とのブリッジプログラム（新設）
- ・ カリフォルニア大学ヘイスティングズ校LL.M.コース奨学生推薦制度
- ・ ペパーダイン大学LL.M.コース奨学生推薦制度
- ・ 米国ロースクール適性試験（LSAT）の実施

- ・ 京都国際調停センターの設立と国際調停に関する教育・人材育成（新設）
- ・ ミシガン州立大学とのブリッジプログラム（新設）
- ・ 公益社団法人会社役員育成機構（BDTI）とのセミナー等の共同開催
- ・ 継続的法曹養成講演会の開催

海外ロースクールへの留学促進



法曹実務家向けリカレント教育プログラム





◇プログラム名

- ・ 外国法務演習（ワシントンセミナー）：LLM取得促進等のためのプログラム
- ・ 京都セミナー：アジア太平洋地域LLM取得促進のためのプログラム

趣旨・ねらい

立命館大学の「地球市民法曹育成」の教育理念のもと、アメリカン大学法科大学院（WCL）での海外研修、及び本学(京都)で外国人学生と共に学ぶセミナーを実施。弁護士会を通じて一般の法曹有資格者にも広報を行い、LL.M.取得へのファーストステップとして、参加を推奨している。

取組のポイント

①米国ワシントンD.C.での海外研修（8月）

- ・ 協定校であるアメリカン大学ワシントン・カレッジ・オブ・ロー（WCL）にて、情報公開法、知的財産法、国際人権法、税法といった専門科目を約2週間にわたり学ぶほか、多彩なフィールドワークも実施している。

（主な実績・成果）

- ・ 派遣者数 H28:7人 → H29:5人

②京都で外国人学生と共に日本法を学ぶ（2月）

- ・ シドニー大学、オーストラリア国立大学等、海外の法科大学院生とともに約1週間、日本法のテーマを英語で学ぶ授業。普段のキャンパスでグローバルな視点から法律を学ぶ格好の機会となっている。

（主な実績・成果）

- ・ 参加者数 H28:54人 → H29:56人（H30.2実施予定）

③いずれのプログラムも法曹有資格者に参加を推奨

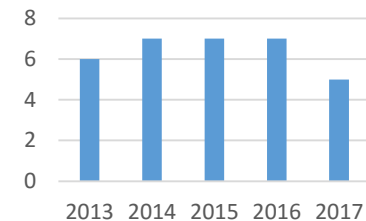
- ・ 本学OBOGだけでなく、弁護士会を通じて法曹有資格者に対しても広報を行い、将来のLL.M.取得へのファーストステップとして参加を推奨。法科大学院としてリカレントの機会を提供している。H29.11には新規に専用HPを開設。
- ・ 「京都セミナー」には既にLL.M.を取得したOB弁護士を講師として招聘している。

海外と国内の両方で国際プログラムを展開



①米国ワシントンD.C.で学ぶ
(アメリカン大学WCL)

過去5年間の派遣者数

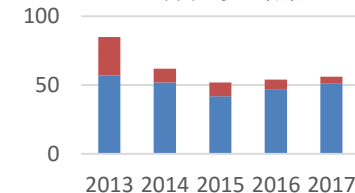


2005年のプログラム開始以来
のべ100名を派遣！



②京都で外国人学生と共に学ぶ
(立命館大学朱雀キャンパス)

過去5年間の参加者数



2005年のプログラム開始以来
のべ658名が参加！

◇プログラム名

アジア法に通じ、法整備・法協力を携わる法曹人材育成プログラム

取組のポイント

①海外派遣

- ・法科大学院在學生や修了生をアジアに有する海外拠点へ派遣し、国家機関・現地法人への訪問調査等を通じて法整備・法協力の生の姿を認識させる。

(主な実績・成果)

- ・現地での取組・経験により、法整備支援・法協力、比較法の視点を持った法曹に向けて確実に成長。
- ・H29年度：修了生2名をモンゴルへ派遣。

②「法整備支援論」の授業内容改革

- ・アジアからの留学生による現地法についての報告に基づき、日本法との比較、法整備支援の必要性などの視点から討論を行う授業を取り入れ、プログラムの拡大・参加者増を図る。

(主な実績・成果)

- ・H29年度秋学期から授業開始。



◇プログラム名

国際化対応に向けた取組

取組のポイント

①外国人教員が担当する英語による授業科目の提供

- ・国際化に対応するため、外国人教員が担当する英語による演習科目を3科目提供。

(主な実績・成果)

- ・受講者数は、H28年度17人、H29年度15人

②同志社大学法科大学院との連携による授業科目の提供

- ・同志社大学との単位互換プログラムにより「外国法演習」（ウィスコンシン大学教員による英語科目）、「海外エクスターンシップ」（ヨーロッパでの実地研修）を提供。
- ・H29年度後期はミシガン州立大学のブリッジプログラムに変更の予定。

(主な実績・成果)

- ・H29年度は「外国法演習」（前期）は4人、「海外エクスターンシップ」は13人が履修。

◇プログラム名

法曹の職域拡大に向けた
「次世代型グローバル・ビジネスロー教育プログラム」

取組のポイント

①海外インターンシップによるアジア法務の実体験

- ・東南アジアの法律事務所と提携し、在學生・修了生を派遣。

(主な実績・成果)

- ・派遣人数
平成27年度:16人（マレーシア13人、台湾3人）
平成28年度:11人（マレーシア10人、ミャンマー1人）
平成29年度:1人（シンガポール1人）（11月現在）

②「ワークショップ企業内法務」によるグローバル企業法務教育

- ・グローバル企業の法務部長・室長を中心とした講師陣による企業法務教育の実施。

(主な実績・成果)

- ・履修者数
平成27年度:33人、平成28年度:36人、平成29年度:35人

◇プログラム名

「東アジアで活躍できる専門法曹」の養成

取組のポイント

①日本と韓国・中国の民事法制の比較

- ・法の継受を意識しながら財産権の移転と帰属に関する法制度、家族法及び労働法を比較することで、東アジア各国の法的知識の獲得と日本法の正確な理解を図る。

(今後の展望)

- ・対象となる国と分野を拡大しつつ、歴史や文化にも目を配る。

②実践的な思考方法の獲得

- ・PBL（問題解決型授業）によって法的着眼点を養い、集団による創造的問題解決能力を培う。

(今後の展望)

- ・海外進出した企業等との連携、弁護士の経験談に基づいて実務上の対応方法を検討する。



◇プログラム名

上智大学のアジアネットワークを生かした
オン・デマンド型法実務研修プログラム

取組のポイント

①上智大学のネットワークの活用

- ・上智大学と建学の精神・規模を同じくするアジアの法科大学院（H30年からは台湾・輔仁大学も加え、3校間のプログラムとなる）とのユニークな学生交流プログラムを企画、実行。

(主な実績・成果)

- ・H29年には韓国・西江大学と3回（延べ10名）にわたり交流。

②実務型研修の実施

- ・学生の希望等を考慮した「オン・デマンド型」の実務研修を実施し、派遣学生の研修成果を全学生と共有するための工夫を通して幅広い教育成果を実現する。

(主な実績・成果)

- ・H29年は、日韓両国の法律事務所密度の高い実務型研修を実施し、帰国後の報告書作成・報告会により経験を共有した。